

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正						
<p>(料金後納の担保の提供)</p> <p>第52条 後納郵便物差出人は、後納承認局の指示に従い、<u>直ちに当社が別に定める額に相当する担保を提供していただきます。ただし、当社が別に定める場合は、担保を増減又は免除することがあります。</u></p> <p>2 前項の担保として提供していただくものは、当社が別に定めます。</p> <p>3 当社から料金の支払の督促を受けた後納郵便物差出人が、当社が指定した支払期限までに支払わなかった場合は、その支払うべき料金及び延滞利息に相当する額を第1項の規定により提供していただいた担保により充当することがあります。この場合、提供していただいた担保により充当してもなお残額があるときは、その残額を返還します。</p> <p>(注1) <u>第1項の当社が別に定める額は、1か月内の後納料金の概算額の2倍以上の額とします。</u></p> <p>(注2) <u>第1項の当社が別に定める場合は、次のとおりとします。</u></p> <p><u>1 担保を増減する場合</u> 後納承認局は、後納料金の額の異動に応じて担保の額を増減することがあります。この(注2)の2の規定により担保の額を2分の1に軽減した後においても、同様とします。</p> <p><u>2 担保を2分の1に軽減する場合</u> (1) <u>後納郵便物差出人が、最近1年以上継続して後納料金を支払期限までに確実に支払った場合(その後納郵便物差出人が、その後納承認局から次に掲げる承認を受け、それぞれ次に掲げる料金を後納しているときは、更に最近1年以内にその料金を支払期限までに確実に支払った場合に限り、)には、後納承認局に申し出いただくことにより、担保の額を2分の1に軽減します。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 計器別納取扱承認又は計器別納特例承認</td> <td style="text-align: center;">料金計器を用いて支払う料金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 料金受取人払の承認</td> <td style="text-align: center;">受取人払郵便物に係る料金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (1)の規定により担保の額の軽減を受けた後納郵便物差出人は、後納料金を支払期限までに支払わなかったとき(その後納郵便物差出人が、その後納承認局から(1)の表に掲げる承認を受け、それぞれ同表に掲げる料金を後納しているときは、支払期限までにその料金を支払わなかったときを含みます。)は、直ちに(1)の規定により軽減された額に相当する担保を新たに提供していただきます。</p> <p>(3) (2)の規定により担保を提供した後納郵便物差出人で(1)の条件を満たす者は、新たに(1)の規定による担保の額の軽減を受けることができます。</p> <p><u>3 担保を免除する場合</u> (1) <u>後納郵便物差出人が次のいずれかに該当する場合には、担保を免除します。</u> ア 官公署 イ 特別の法律をもって設立された法人(別記3に掲げるものに限り、)</p>	区 別	料 金	1 計器別納取扱承認又は計器別納特例承認	料金計器を用いて支払う料金	2 料金受取人払の承認	受取人払郵便物に係る料金	<p>(料金後納の担保の提供)</p> <p>第52条 後納郵便物差出人は、後納承認局の指示に従い、担保を<u>提供していただくことがあります。</u></p> <p>2 前項の担保として提供していただくものは、当社が別に定めます。</p> <p>3 当社から料金の支払の督促を受けた後納郵便物差出人が、当社が指定した支払期限までに支払わなかった場合は、その支払うべき料金及び延滞利息に相当する額を第1項の規定により提供していただいた担保により充当することがあります。この場合、提供していただいた担保により充当してもなお残額があるときは、その残額を返還します。</p>
区 別	料 金						
1 計器別納取扱承認又は計器別納特例承認	料金計器を用いて支払う料金						
2 料金受取人払の承認	受取人払郵便物に係る料金						

ウ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であって後納承認局に申出をしたもの（最近6か月以内の1月において後納料金を支払期限までに支払っていないもの（その後納郵便物差出人が、その後納承認局からこの（注2）の2の(1)の表に掲げる承認を受け、それぞれ同表に掲げる料金を後納しているときは、最近6か月以内の1月においてその料金を支払期限までに支払っていないものを含まず。）を除きます。）

エ 1か月内の後納料金の概算額が500,000円に満たない者であって、その申出により、後納承認局が次のいずれかに該当すると認めたもの

(7) 最近6か月以上継続して後納料金を支払期限までに確実に支払った者（その後納郵便物差出人が、その後納承認局からこの（注2）の2の(1)の表に掲げる承認を受け、それぞれ同表に掲げる料金を後納しているときは、更に最近6か月以内にその料金を支払期限までに確実に支払った者に限ります。）

(1) 申出の際提示する資料その他の情報により後納料金を支払期限までに確実に支払うことができると認められる者

オ 後納料金を3年以上継続して支払期限までに確実に支払っている者（カの規定により担保の免除を受けた者を除きます。）であって後納承認局に申出をしたもの

カ オの規定により担保の免除を受けた者（法人の本店、支店等に限ります。）に属する本店、支店等であって当社所定の書面（その法人の登記簿謄本その他の法人であることを証明する資料を添付していただきます。）により後納承認局に申出をしたもの

(2) (1)のウ、エ、オ又はカの規定により担保の免除を受けた後納郵便物差出人が、後納料金を支払期限までに支払わなかったとき（その後納郵便物差出人が、その後納承認局からこの（注2）の2の(1)の表に掲げる承認を受け、それぞれ同表に掲げる料金を後納しているときは、支払期限までにその料金を支払わなかったときを含みます。）は、その免除（後納料金を支払期限までに支払わなかった後納郵便物差出人が(1)のオの申出をした者であるときは、その者に属する本店、支店等であって(1)のカの申出をしたものに係る担保の免除を含み、その後納郵便物差出人が(1)のカの申出をした者であるときは、その者に属する本店、支店等であって(1)のオの申出をしたものに係る担保の免除を含みます。）を取り消します。この場合、取り消された担保の免除に係る後納郵便物差出人は、直ちに第1項の担保を提供していただきます。

(3) (2)の規定により担保の免除を取り消された後納郵便物差出人で、その取消の日から起算して次に掲げる期間を経過していないものは、それぞれ次に掲げる申出をすることができません。

区 別	申 出
1 6か月	(1)のウの申出
2 1年	(1)のエの申出
3 3年	(1)のオ及びカの申出

(注3) 第2項の当社が別に定める担保として提供していただくものは、別記4に掲げるものに

(注) 第2項の当社が別に定める担保として提供していただくものは、別記4に掲げるものに限

限ります。

(計器別納料金の支払方法)

第56条 計器別納郵便物の料金及び特殊取扱の料金並びに第58条(証紙による料金支払)第1項に規定する料金及び手数料(以下「計器別納料金」といいます。)は、印影の表示のため料金計器に計示された支払郵便料金額の累計額(複数の料金計器について同一の計器別納取扱局で計器別納取扱承認を受けた者(当社が別に定める承認を受けた者に限ります。))にあつては、これらの承認に係るすべての料金計器に計示された支払郵便料金額の累計額の総計額)によるものとし、当社の指示に従い、これを次のいずれかの方法で支払っていただきます。

- (1) 当社が別に定める額を現金等で支払う方法
  - (2) 第50条(後納料金の支払方法)又は第51条(口座振替払)に規定する料金後納の方法
- 2 前項(2)の方法による計器別納料金の支払については、第50条(後納料金の支払方法)から第52条(料金後納の担保の提供)までの規定に準じます。
- 3 (略)

(注1)・(注2) (略)

(受取人払郵便物に係る料金を後納する場合の担保の提供)

第63条 受取人払郵便物に係る料金を後納しようとする受取人は、受取人払取扱局の指示に従い、**直ちに当社が別に定める額に相当する担保を提供していただきます。**

2 前項に規定するほか、前条(受取人払郵便物に係る料金の支払方法)(2)の方法による受取人払郵便物の料金の支払については、第50条(後納料金の支払方法)から第52条(料金後納の担保の提供)までの規定に準じます。

(注) 第1項の当社が別に定める額は、次のとおりとします。

区 別	担保の額
1 その郵便物の差出有効期間の月数(暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てます。2において同じとします。)が2か月未満のもの	料金受取人払の承認に係る数量のものの全部がその郵便物として差し出されるものとしたときの料金及び手数料の概算額
2 1以外のもの	料金受取人払の承認に係る数量をその郵便物の差出有効期間の月数で除して得たものの全部がその郵便物として差し出されるものとしたときの料金及び手数料の概算額の2倍以上の額

別記3 **料金後納の担保を免除する法人**

**独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人、特別の法律をもって設立された公庫並びに日本銀行、日本放送協会、社会保険診療報酬支払基金、国家公務員共済組合連合会、企業年金連合会、**

ります。

(計器別納料金の支払方法)

第56条 計器別納郵便物の料金及び特殊取扱の料金並びに第58条(証紙による料金支払)第1項に規定する料金及び手数料(以下「計器別納料金」といいます。)は、印影の表示のため料金計器に計示された支払郵便料金額の累計額(複数の料金計器について同一の計器別納取扱局で計器別納取扱承認を受けた者(当社が別に定める承認を受けた者に限ります。))にあつては、これらの承認に係るすべての料金計器に計示された支払郵便料金額の累計額の総計額)によるものとし、当社の指示に従い、これを次のいずれかの方法で支払っていただきます。

- (1) 当社が別に定める額を現金等で支払う方法
  - (2) 第50条(後納料金の支払方法)又は第51条(口座振替払)に規定する料金後納の方法
- 2 前項(2)の方法による計器別納料金の支払については、第50条(後納料金の支払方法)から第52条(料金後納の担保の提供)までの規定に準じます。
- 3 (略)

(注1)・(注2) (略)

(受取人払郵便物に係る料金を後納する場合の担保の提供)

第63条 受取人払郵便物に係る料金を後納しようとする受取人は、受取人払取扱局の指示に従い、担保を**提供していただくことがあります。**

2 前項に規定するほか、前条(受取人払郵便物に係る料金の支払方法)(2)の方法による受取人払郵便物の料金の支払については、第50条(後納料金の支払方法)から第52条(料金後納の担保の提供)までの規定に準じます。

別記3 **削除**

公立学校共済組合、農林漁業団体職員共済組合、地方公務員災害補償基金、  
全国市町村職員共済組合連合会、日本下水道事業団、軽自動車検査協会、日本赤十字社、  
警察共済組合、自動車安全運転センター、地方職員共済組合、日本たばこ産業株式会社、  
日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、  
岩手県市町村職員共済組合、秋田県市町村職員共済組合、福島県市町村職員共済組合、  
茨城県市町村職員共済組合、神奈川県市町村職員共済組合、千葉県市町村職員共済組合、  
長野県市町村職員共済組合、岐阜県市町村職員共済組合、三重県市町村職員共済組合、  
富山県市町村職員共済組合、兵庫県市町村職員共済組合、広島県市町村職員共済組合、  
愛媛県市町村職員共済組合、福岡県市町村職員共済組合、長崎県市町村職員共済組合、  
熊本県市町村職員共済組合、鹿児島県市町村職員共済組合、沖縄県市町村職員共済組合、  
沖縄電力株式会社、市議会議員共済会、日本鉄道共済組合、日本小型船舶検査機構、  
日本私立学校振興・共済事業団、預金保険機構、成田国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、  
日本環境安全事業株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、  
中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、  
本州四国連絡高速道路株式会社、日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、  
株式会社かんぽ生命保険、東京都職員共済組合、株式会社日本政策金融公庫、  
地方公営企業等金融機構、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、  
全国健康保険協会、日本年金機構及び地方公共団体情報システム機構

別記4 料金後納の担保とすることができるもの

1・2 (略)

3 保証

次に掲げるいずれかの保証とします。

(1) 次に掲げるいずれかの金融機関の保証

ア～キ (略)

(2) 後納承認局が、直近の有価証券報告書の写しその他後納郵便物差出人が提出する資料により、次に掲げる条件を満たすと認めた者の保証

ア 金融商品取引法の規定により連結財務諸表を提出している会社（同法に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者に限ります。）であって、その連結の範囲にその後納郵便物差出人を含んでいるものであること。

イ 第52条（料金後納の担保の提供）の（注2）の3の(1)のイに規定する法人、同ウの規定により担保の免除を受けた会社又は同オの規定により担保の免除を受けた者若しくはその者が属する会社であること。

別記4 料金後納の担保とすることができるもの

1・2 (略)

3 保証

次に掲げるいずれかの保証とします。

(1) 次に掲げるいずれかの金融機関の保証

ア～キ (略)

(2) 後納承認局が、直近の有価証券報告書の写しその他後納郵便物差出人が提出する資料により、適当と認めた者の保証

附 則（2020年7月10日 2020-日経財第0105号）

この改正規定は、2020年8月1日から実施します。